

KELVIN CHIA YANGON

LOCAL KNOW-HOW WITH INTERNATIONAL EXPERTISE

Issue No. 37 | December 2017



ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所 (KCY) は、1995年にミャンマーでの事業活動を開始しました。現在はヤンゴン及びマンダレーにオフィスを構えております。ミャンマーの商取引分野における法律及び規制は、常に急速に変化しています。KCYは、広範な経験と知識を活かし、ミャンマービジネス法務の分野において、最適な選択肢であり続けます。

Level 8A

Union Financial Center (UFC) |

Corner of Mahabandoola Road and
Thein Phyu Road |

Botahtaung Township | Yangon,
Myanmar

Pyi Gyi Tagon Room, 1st Floor, Noble
Mingalar Hotel | Corner of 73rd Street
and Ngu Shwe War Street | Chan Mya
Thar Zi Township | Mandalay,
Myanmar

csg@kcyangon.com

www.kcyangon.com

Tel /Fax (951) 8610348

Fax: (951) 8610349

ミャンマー新会社法 (COMPANIES LAW) の成立と、 1世紀前の旧会社法 (COMPANIES ACT) の廃止

ミャンマー新会社法が **2017年12月6日**、*Pyidaungsu Hluttaw Law No.29/2017* として成立

近時成立したミャンマー新会社法が旧会社法に置き換わる予定です。現在のところ、いつどのようにして、旧会社法と完全に入れ替わるかは不明です。予定されている電子プラットフォーム (electronic platform) が現実となるまで、施行は延期されるのではないかとの見方があります

外資会社

会社は、外国人出資比率が **35%**を超える場合にのみ、外資会社とされることになりました。これにより、外国人は、上場会社を含めたミャンマー国内企業の株式を取得所持可能となりました。

ミャンマーの会社では、定款 (Constitution) を **1種類**もつこととなります。これまでは、ミャンマーの会社は、基本定款 (Memorandum of Association) と附属定款 (Articles of Association) を両方定めることが要求されており、これらは会社の投資活動の範囲を定め制限していました。新会社法では、基本定款と異なり、定款に目的条項を定めることを厳格には求められていません。これまでは、会社は経済活動がその定められた目的の範囲内に制限されていました。

外資会社は、ミャンマーでの営業許可取得が要求されていましたが、新会社法下では要求されていません。

Overseas Corporations

「branch office」(「駐在事務所」などと呼ばれていました。) という言葉は新会社法では使用されていません。代わりに **overseas corporation** という分類が使用されており、**overseas corporation** はミャンマー国外で設立され、新会社法下で登録可能な会社と定義されています。

新会社法では、それをおこなっただけではミャンマーにおいて事業を行っている **overseas corporation** その他活動主体だとは認められない事業活動の一覧が規定されています。これには例えば、取締役会及び株主総会の開催、銀行口座の維持、ミャンマーにおける投資活動や不動産の所有などが含まれています (これらを行っただけでは「ミャンマーにおいて事業を行っている」とは評価されません)。

小規模会社に関する例外

新会社法下で、小規模会社は、毎年の貸借対照表 (Balance-sheet) と取締役の報告書の作成義務、定時株主総会における監査人指名義務、及び財務諸表 (financial statements) の DICA への提出義務が免除されます。

小規模会社とは、従業員 30 人以下の非公開会社で、前会計年度の利益が MMK50,000,000 未満 (およそ USD36,500 未満) のものをいいます。新会社法は DICA に対して、上記義務の免除を通常の会社にも適用するかの裁量を与えており、運用の実態は未だ不明確です。

取締役と取締役の義務

非公開会社では 1 人の取締役で運営することが可能となりました。公開会社では 3 人の取締役が必要です。新会社法下で登録された会社にはミャンマー常駐の取締役がいなければなりません。ミャンマー常駐とは年間最低 183 日以上ミャンマーに在籍することを意味します。公開会社の場合は、ミャンマー常駐の取締役は同時にミャンマー国民でなければならないとされています。この年間規制の起算点は、既存の会社に関しては新会社法の施行から、新しく設立される会社に関しては、登録の日からとされています。なお、新会社法は、18 歳以上の自然人のみが取締役としての資格を有するとしています。

取締役の義務として、以下の義務が含まれることが明示されました。すなわち、善管注意義務 (duty to act with care and diligence)、会社の最善利益のために行動する義務 (duty to act in good faith in the company's best interest)、無謀な取引の回避義務 (duty to avoid reckless trading) です。最後の義務は、会社債権者に対して深刻な損失をあたえる重大なリスクが生じる可能性がある事業を行わないよう要求するものです。

株式及び株主

新会社法下では、株主を一人とする一人会社が認められています。また、株主の権利が拡大されました。すなわち、株主は、会社の作為や不作為、株主の決議に関して会社に対して法的手続きをとることができます。これは、株主全体の利益に反するケース、一部の株主のみの利益に反するケース双方を含みます。加えて、株主は一定の条件を満たす

ことで、会社を代理して株主代表訴訟を提起できるようになりました。

さらに、株式発行や種類株の導入に関して詳細な規定が置かれています。償還株式、配当等に関して優先もしくは劣後株式、議決権制限株式、無議決権株式などが規定されています。会社は授權資本、授權株式というものを有する必要がなくなり、株式の額面 (nominal or per value) を有しているとはみなされなくなりました。

以前から実務上は認められていましたが、新会社法では明示的に現物出資を種々の条件のもと認めています。その条件のひとつとして、取締役会は、現物出資物の現在の価値が発行される株式の価値を下回らないことを決議しなければならないとされています。

担保権設定

最後に、新会社法では、土地に対するものを含めた担保権の設定を会社に認めています。不動産譲渡制限法 (Transfer of Immoveable Property Restriction Act) は一般的に外国人もしくは外資会社の土地の売買、譲渡、交換を禁止しています。しかしながら、新会社法の下では、担保権の設定は、不動産譲渡制限法の制限は適用されず、同法違反にならないとされています。不動産譲渡制限法の例外は担保権の実行に関しても同様です。これによって、外資会社は適当な状況下で、不動産担保権を取得することが可能になりました。



Cheah Swee Gim
Director
Kelvin Chia Yangon |
Senior Partner
Kelvin Chia Partnership
cs@kcyangon.com



Pedro Jose F. Bernardo
Principal Foreign Attorney
Kelvin Chia Yangon |
Partner
Kelvin Chia Partnership
pedro.bernardo@kcpartnership.com